

令和5年12月18日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：①林地開発許可について

令和5年12月29日

議事録署名人 ■ ■ ■ ■

事務局 (大野課長代理)	定刻となりましたので、令和5年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会を開催します。 森林保全課の大野です。よろしくお願いいたします。 本日は、前回、令和5年度9月林地保全部会における指導事項への対応報告1件及び包括諮問案件5件の答申報告に対し、御意見を伺いたいと思います。 それでは、はじめに、森林保全課長の大川井から御挨拶申し上げます。
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (大野課長代理)	次に、議長の専任に移りたいと思います。 例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
今泉議長	それでは、次第に基づき審議を進めます。 委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願いします。 続きまして、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (大野課長代理)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。 それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。
事務局 (大野課長代理)	委員の皆様には、予めメールにて送付いたしました、令和5年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会の資料が保存されたタブレットと、水色のファイルの「例規集」を机に置いております。タブレットと資料はお手元にございますでしょうか。 審議中、操作方法が分からない等のトラブルがありましたら、事務局の方に手を挙げてください。

	<p>次に定足数の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員4人に御出席いただき、静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。■■委員におかれましては、少し遅れて来られるということですので、最終的には5人となる予定です。</p>
今泉議長	<p>本日は、前回の森林審議会林地保全部会における指導事項への対応報告が1件、包括諮問案件が5件とのことです。</p> <p>委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、名簿順にお願いしております。■■委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、次第2の報告事項の令和5年度9月林地保全部会における指導事項に対する報告について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (大野課長代理)	<p>ファイルナンバー4の「令和5年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会における指導事項一覧」を御覧ください。</p> <p>賀茂郡西伊豆町宇久須の「土石の採掘（採石）」について、林地保全部会でいただきました指導事項に対する事業者等からの回答を報告します。</p>
事務局 (村松主査)	(指導事項への対応状況の説明)
今泉議長	<p>皆様よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続いて、包括諮問案件の説明および答申報告に移ります。今回は包括諮問件数が5件と多いため、許可案件3件と変更許可案件2件を分けて、説明および答申報告をお願いします。</p>
事務局 (大野課長代理)	<p>資料はファイルナンバー5答申報告一覧、及び、ファイルナンバー6から10の各案件の林地開発調書等となります。</p> <p>それでは、まず包括諮問許可案件につきまして、答申内容を御報告します。</p> <p>まず、はじめに、審査を行ないました各機関から計画内容・審査結果について御説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。</p> <p>なお、許可案件は3件となります。</p> <p>ファイルナンバー6、伊豆の国市神島における「土石の採掘（採石）」について審査機関である東部農林事務所から御説明します。</p>
東部農林事務所 (芹澤主任)	(説明)
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有す

(大野課長代理)	<p>る公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として、「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること」を付しています。</p> <p>次に、ファイルナンバー7、牧之原市蛭ヶ谷における「土石の採掘(砂利)」について審査機関である志太榛原農林事務所から御説明します。</p>
志太榛原 農林事務所 (片田主任)	(説明)
事務局 (大野課長代理)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として、「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること」、「種子吹付について、生育基材の造成と合わせた吹付及び在来種2～3種による緑化を検討すること」、「事業区域外への溢水防止対策および土砂流出防止対策に万全を期すこと」を付しています。</p> <p>次に、ファイルナンバー8、菊川市加茂における「工場・事業場の設置(自動車部品工場)」について審査機関である中遠農林事務所から御説明します。</p>
中遠農林事務所 (平尾主査)	(説明)
事務局 (大野課長代理)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、付帯意見として、「伐採及び造成工事においては、施工順序・時期・方法等について十分配慮し、土砂や濁水の流出防止対策について、万全を期すこと」を付しています。</p> <p>許可案件の報告は以上です。</p>
今泉議長	<p>説明ありがとうございます。ただいまの報告に対して質問や御意見がある委員の先生方、挙手にてよろしく願います。</p>
■■委員	<p>2番目の案件で、法面の吹付けに、クレーピングレッドフェスクとバミューダグラスを使うということですが、前回の指導事項にもあるように、極力、外来の植物ではなく、国産の種子を使っただけのよう、御検討いただきたいと思います。</p>

	<p>それから3番目の案件で、自治会が不同意ということですが、その理由がわかりましたら教えてください。</p>
<p>志太榛原 農林事務所 (片田主任)</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>2番目の芝田重機の許可の関係ですが、法面の緑化の種類については、いただいた御意見を参考に、事業者に指導していきたいと思えます。</p> <p>なるべく肥料木等も在来種を選び、吹付するよう対応したいと思えます。</p>
<p>中遠農林事務所 (平尾主査)</p>	<p>3番目に説明しました川崎工業の自治会の同意についてです。自治会の方々が反対されている理由は、大水が出た時に、元々開発していない時から水路から水が溢れてしまうことが多いところであるため、今回の開発によってさらにそれが悪化してしまうのではないかと不安がなかなか拭えないことから、同意をいただけてない状況になっております。</p> <p>事業者としましては、今回、調整池をつくることでピークの流量を減らせるということを説明しており、また河川管理者からの同意を得ていることもあるため、町の河川管理者と一緒に、地元の同意を取れるよう、引き続き説明を続けていくと伺っております。</p>
<p>■■委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この航空写真では、水路がどこにあるかよくわかりませんが、もう少し写真を引くと、周りには人家が増えてくるのでしょうか。</p>
<p>中遠農林事務所 (平尾主査)</p>	<p>県道沿いから事業地沿いに北側の農地まで水路が伸びており、この農地の水路が溢れてしまうということを懸念されています。</p> <p>周囲には人家はあまりなく、事業地の西側に1軒だけであり、こちらのお宅には、特に水が入るようなことはありません。</p> <p>懸念されているのは、下流の水路の溢水についてです。</p>
<p>■■委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。この写真ではわからないのですが、もう少し広域に見た時、人家が、例えば北とか、西に人家が多くあるのでしょうか。つまり、あまり近くではないけれども、下流域にあたるため、その方たちが心配しているということでしょうか。</p>
<p>中遠農林事務所 (平尾主査)</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>■■委員</p>	<p>では、それは引き続き、行政から御説明をしていただくようお願いいたします。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>その他の御意見ございますでしょうか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>今と同じ3件目ですが、これまで景観上の懸念や課題が地域で問</p>

	題になってないか、その状況を教えてください。
中遠農林事務所 (平尾主査)	景観に関しましては、今のところ地元説明会等で意見は出ておりませんので、特に問題はないと判断しております。
■■委員	茶畑がありますが、市の条例に抵触するようなこともないという理解でよろしいですか。
中遠農林事務所 (平尾主査)	そうです。
■■委員	はい、ありがとうございます。
今泉議長	その他御意見ございますでしょうか。
■■委員	質問ですが、2番目の案件の水害の防止について、調整池の堤頂厚というところがありますが、基準値で4メートル以上が求められているところ、計画値も4メートル以上となっています。計画値に以上という言葉がついていることに違和感があります。実際には何メートルで計画されているのか教えてください。
志太榛原 農林事務所 (片田主任)	審査時には、調整池の堤頂幅については4メートル以上ということで確認はありますが、具体的に何メートルということが、今は資料が手元にないためお答えができないところです。審査時には4メートル以上ということで確認しています。
■■委員	それからもう一つ、3番目の案件で細かいことですが、審査項目の表中の基準値というところや、計画値のところに赤字の部分があります。どうして赤字になっているのか、もし理由があれば教えてください。
中遠農林事務所 (平尾主査)	審査項目の赤字について、事務所から県庁に提出したときに修正した部分を赤字として提出して、それを今回、そのまま表示してしまっているのです、赤字になっています。
■■委員	わかりました。
■■委員	堤頂厚については、他の項目は全部具体的な数字が書かれているので、ぜひ、今後は具体的な数字を書いていただきたいと思います。
今泉議長	その他、先生方から何かございますか。 では、2つ目の案件については、在来種を複数、緑化に使うということで、指導事項に既に出ていますが、ぜひそれを徹底するように事業者にもう一度指導をお願いします。 3つ目の案件につきましては、自治会が不同意ということですので、丁寧な説明が求められているところだと思いますので、その辺りも事業者の方から、丁寧に説明するように伝えていただければと思います。

	<p>今回の3件については、新しい指導事項、付帯意見はなしということでもよろしいでしょうか。</p> <p>では、最初の3件については、以上で終わりたいと思います。</p> <p>それでは続きまして、包括諮問案件のうちの変更許可案件の説明及び、進行についてお願いいたします。</p>
事務局 (大野課長代理)	<p>それでは、包括諮問変更許可案件につきまして、答申内容を御報告します。なお、変更許可案件は2件となります。</p> <p>ファイルナンバー9、島田市身成における「土石の採掘(砂岩)」について審査機関である志太榛原農林事務所から御説明します。</p>
志太榛原 農林事務所 (片田主任)	(説明)
事務局 (大野課長代理)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として、「最終残壁及び盛土部について、緑化計画に従い適切に緑化すること」、「第4調整池について浚渫を行うとともに、再度被災しないよう崩壊斜面を適切に復旧すること」を付しています。</p> <p>次に、ファイルナンバー10、駿東郡小山町中日向における「工場・事業場の設置」について審査機関である森林保全課から御説明します。</p>
森林保全課 (森主査)	(説明)
事務局 (大野課長代理)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>なお、本件に関しては、指導事項、付帯意見はございません。変更許可案件の報告は以上です。</p>
今泉議長	では、ただいまの御報告に対して、質問や御意見等ある方は挙手にてお願いします。
■■委員	まず1番の案件、2種混合を吹き付けるということですが、具体的に種類がわかれば教えていただきたいのと、できればやはり、在来に変更していただきたい。既に在来であれば構いませんが、もし外来種を使うということでしたら、在来に変更していただきたいと思います。

	<p>(非開示情報)</p> <p>それから2番目の案件ですが、こちらは外来草本3種混合ということなので、在来種に変更していただくように御検討をお願いします。</p>
志太榛原 農林事務所 (片田主任)	<p>1つ目の御質問の吹付けの種子については、現在予定しているのは、クリーピングレッドフェスク、バミューダグラスということになっておりますので、在来種に変更するよう指導いたします。</p> <p>(非開示情報)</p>
森林保全課 (森主査)	<p>株式会社ジーシーの案件です。在来草本への検討をお願いしますということでしたので、事業者にご指導したいと思います。工場・事業場の敷地内の緑地になるので、何か事業者の考えもあるかもしれませんが、指導をします。</p>
今泉議長	<p>その他御意見ございますでしょうか。</p>
■■委員	<p>1件目の案件について質問ですが、1つは直接関係ないかもしれませんが、(非開示情報)。</p> <p>もう1つは、関係者の意見で、大井川広域水道企業団と確認書締結とありますが、一方で、ここに水源を依存している区域はないと記載があります。大井川広域水道企業団との間でどのような確認書が締結されたのか教えていただきたいと思います。</p>
志太榛原 農林事務所 (片田主任)	<p>1つ目の(非開示情報)。</p> <p>もう1つの質問の大井川広域水道企業団との関係ですが、これは、写真で見ますと、事業区域内の地下を、南北に暗渠の送水管が通っております。上流から下流へ通すような送水管が、事業地の一部を通っているため、掘削はそれほど深くなく、支障はありませんが、送水管に支障がないように協定結んでいる、ということ聞いております。</p>
■■委員	<p>よくわかりました、ありがとうございました。</p>
今泉議長	<p>その他、御意見等ございますでしょうか。</p>
■■委員	<p>1つ目の案件の調整池の記載についてですが、調整容量のところ、2番目が対象外になるという話でしたが、これは、許容放流量やオリフィス、放流管の全てが対象外であるということよろしいでしょうか。</p>
志太榛原 農林事務所 (片田主任)	<p>第2調整池につきましては、全て対象外ということで、処理をしております。従いまして、現場で稼働している調整池兼沈砂池いたしましては、ナンバー1と、それからナンバー4ということになっております。</p>

■■委員	では、ナンバー１とナンバー４で、十分な能力を有しているという理解でよろしいでしょうか。
志太榛原 農林事務所 (片田主任)	はい。(非開示情報)ナンバー１の調整池は、ナンバー２やナンバー３の調整池の容量分も見込めるような整備がされました。
■■委員	はい、わかりました。
今泉議長	<p>その他、御意見等、ございませんでしょうか。</p> <p>では、変更許可案件の指導事項、付帯意見について、検討したいと思いますが、１つ目の案件については、■■委員から種子吹付けを在来の種子にするようにということで、御意見をいただきましたので、それを指導事項として盛り込めないかと考えています。他の案件の文例に倣っていいますと、種子吹付けについて、在来種による緑化を検討することとなります。</p> <p>その他、指導事項、付帯意見として追加した方がいいことが何かありますでしょうか。</p> <p>外来種を使うことについて、ナンバー１０はどうでしょうか。</p>
■■委員	書いておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。
今泉議長	<p>検討していただいた方がいいですね。では、ナンバー１０についても、ナンバー９と同様の指導事項をつけるということとします。</p> <p>では、後半の２つの案件の指導事項といたしましては、いずれも種子吹付けについて、在来種による緑化を検討すること、としたいと思います。</p> <p>以上で包括諮問の審議応答は終わりにいたします。</p> <p>最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。</p>
事務局 (大野課長代理)	<p>次回、３月に計画している部会につきましては、先日、委員の皆様にご日程調整のお願いをいたしました。日程は後日調整いたしますが、３月上旬に開催する方向で検討しております。</p> <p>また、現地調査を、審議会の前の週にお願いしたいと考えています。詳細な日程については後日調整させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、今後の審査の状況により、日程を減らして開催する可能性がありますので、御了承ください。事務局からは以上です。</p>
今泉議長	では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、包括諮問案件への指導事項に対する事業者の回答を、次回の部会の席上で報告してください。



	<p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。</p> <p>それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。</p>
事務局 (大野課長代理)	<p>今泉部会長、ありがとうございました。</p> <p>ここで、1点、事務局から定足数について修正をさせていただきます。■■委員につきましては、遅れて出席ということでございましたが、部会終了までに間に合いませんでしたので、本日の定足数は、委員4人に御出席いただいたということになります。なお、4人ではございますが、「静岡県森林審議会運営規程」の第3条、半数以上という規定を満たしておりますので、改めて御報告いたします。</p> <p>最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の大川井から皆様に、お礼を申し上げます。</p>
大川井課長	(挨拶)